

天草市ブルーカーボン推進協議会規約の変更（案）

【変更前】

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 ブルーカーボン推進組織の調査研究事業
- 2 ブルーカーボンオフセット制度の創設事業
- 3 藻場再生活動事業（各団体）
- 4 その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

↓

【変更後】

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 ブルーカーボン推進組織の調査研究事業
- 2 CO2 吸収・固定量（ブルーカーボン量）の算出・創設事業
- 3 藻場再生活動事業（各団体）
- 4 その他、協議会の目的を達成するために必要な事業